

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

社会医療法人 親仁会 介護老人保健施設くろさき苑

運 営 規 程

第1章 総 則

（規程の目的）

第 1 条 この規程は、社会医療法人親仁会が、介護保険法第94条の規程に基づき開設許可を受けた介護老人保健施設くろさき苑（以下「施設」という）における介護老人保健施設サービス（以下「施設サービス」という）、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（以下「（予防）短期入所療養介護」という）及び通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（以下「（予防）通所リハビリテーション」という）（以下これらのサービスを「各サービス」と総称する）について、その運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入所者、短期入所者及び通所者（以下「利用者」と総称する）に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

（施設の目的及び運営方針）

- 第 2 条 施設は入所者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 2 施設は短期入所者に対し、ケアプラン及び（予防）短期入所療養計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 施設は通所者に対し、ケアプラン及び（予防）通所リハビリテーション計画に基づき、要介護・要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 4 施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場にたって各サービスを提供するように努めるものとする。また、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 5 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 6 施設は、経済的理由等により、利用料の支払いが困難な方に対し利用料の支払いを免除又は減額する、無料低額老健事業（社会福祉法2種事業）に努めるものとする。
- 7 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施する

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

よう努める。

- 8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 9 施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称等）

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 介護老人保健施設くろさき苑
所在地 福岡県大牟田市大字岬1254-1

（利用定員等）

- 第 4 条 施設の入所定員は100名とする。（うち認知症専門棟定員は49名とする）
- 2 施設の（予防）通所リハビリテーションの実施単位ごとの利用定員等は次のとおりとする。
 - 1 単位目 利用定員（20名）営業日及び営業時間（月～土曜日、 9時～19時）
 - 2 単位目 利用定員（20名）営業日及び営業時間（月～土曜日、 9時～19時）
 - 3 単位目 利用定員（20名）営業日及び営業時間（月～土曜日、 9時～19時）
 - 4 単位目 利用定員（20名）営業日及び営業時間（月～土曜日、 9時～19時）

（定員の遵守）

- 第 5 条 施設は、入所及び（予防）短期入所療養介護利用は、施設の入所定員の範囲内で行うこととし、両サービスを合わせた入所・利用者の数が、定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- 2 施設は、利用定員を超えて（予防）通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。

（通常の事業の実施地域）

- 第 6 条 施設が、（予防）短期入所療養介護の利用者に対して通常送迎を実施する地域、（予防）通所リハビリテーションの事業の実施及び送迎を行う地域は次のとおりとする。
 - ①大牟田市 ②荒尾市 ※その他の地域は、申し込みがあれば検討する。
- 2 通所リハビリテーションの送迎については、利用者宅と施設間を原則とするが、運営上支障がなく、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚宅等）がある場所に限り、当該場所への送迎も可能とする。
- 3 通所リハビリテーションの送迎について施設は、他の介護事業所や福祉サービス事業所と送迎の委託契約を結んだ上で、利用者の共同送迎を実施できる。

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

第2章 職員および職務、員数及び職務の内容

（職員の職種及び員数）

第 7 条 施設に、次の職員を置く。※短期入所療養介護を短期、通所リハビリテーションを通所と略する

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ① 管理者 | 1 名 |
| ② 医師 | 1 名以上（短期入所、通所は兼務） |
| ③ 看護職員 | 10 名以上（短期入所は兼務、通所 1 名以上） |
| ④ 介護職員 | 34 名以上（短期入所は兼務、通所 3 名以上） |
| ⑤ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 7 名以上（短期入所は兼務、通所 2 名以上） |
| ⑥ 支援相談員 | 2 名以上（短期入所、通所は兼務） |
| ⑦ 介護支援専門員 | 1 名以上（短期入所、通所は兼務） |
| ⑧ 薬剤師 | 1 名以上（短期入所、通所は兼務） |
| ⑨ 管理栄養士又は栄養士 | 1 名以上（短期入所、通所は兼務） |
| ⑩ 歯科衛生士 | 1 名以上（短期入所、通所は兼務） |
| ⑩ 調理員 | 5 名以上（短期入所、通所は兼務） |
| ⑪ 事務職員 | 2 名以上（短期入所、通所は兼務） |

2 前項の職員の員数は法令および省令の基準に従う。ただし、法令および省令に認められている職種は、他職種又は他機関との兼任を行うこともある。又、管理者は前項のほかに必要な応じて職員を置くことができる。

（職務の内容）

第 8 条 前項に掲げる職種の職務内容は次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

- | | |
|---------------------|---|
| ① 管理者 | 理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括すること。 |
| ② 医師 | 管理者の命を受け、利用者の健康管理と保健衛生の指導及び医療の処置に適切な措置を講ずること。 |
| ③ 看護職員 | 管理者及び医師の指示を受けて行う利用者の看護、保健衛生及び介護に関すること。 |
| ④ 介護職員 | 管理者の命を受けて行う利用者の日常生活全般にわたる介護に関すること。 |
| ⑤ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 管理者及び医師の指示を受けて行う利用者の機能訓練指導に関すること。 |
| ⑥ 支援相談員 | 管理者の命を受けて行う利用者の生活相談、指導に関すること。 |
| ⑦ 介護支援専門員 | 管理者の命を受けて行う入所者の施設サービス計画の作成に関すること。 |

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

⑧ 薬剤師

管理者の命を受けて行う入所者及び短期入所利用者・介護予防短期入所利用者に対する調剤業務、服薬指導を行うこと。

⑨ 歯科衛生士

管理者の命を受けて行う各サービスの利用者の口腔ケアに関すること。

⑩ 管理栄養士又は栄養士

管理者の命を受けて行う利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

⑪ 調理員

管理者の命を受けて行う調理業務に関すること。

⑫ 事務職員

管理者の命を受けて行う施設の庶務及び経理の事務処理に関すること。

（勤務体制の確保等）

第 9 条 施設は、利用者に対し、適切な各サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 施設は、当該職員の職員によって各サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の直接の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第 3 章 各サービスの開始及び終了

（内容及び手続きの説明及び同意）

第 10 条 施設は、各サービスの提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者と契約書を取り交わすものとする。

（受給資格等の確認）

第 11 条 施設は、各サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、各サービスを提供するように努めるものとする。

（介護老人保健施設サービスの提供と入退所）

第 12 条 施設は、その心身の状況及び病状並びにそのおかれている環境に照らし、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、施設サービスを提供するものとする。

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

- 2 施設は、正当な理由なく、施設サービスの提供を拒んではないものとする。
- 3 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な医療機関を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 施設は入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、医師、看護・介護職員、理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士、支援相談員、介護支援専門員等の職員を構成員とした会議を、入所後早期及びその後少なくとも3ヶ月ごとに実施し、協議・検討するものとする。これらの検討の経過及び経過については文書に記録する。
- 6 施設は、協力歯科医療機関の医師による技術的助言及び指導に基づき作成された口腔衛生管理体制計画のもと、利用者の入所時及び定期的に口腔衛生状態及び口腔機能の評価を行い、口腔の健康状態に応じた口腔健康管理を行う。

（（予防）短期入所療養介護サービスの提供）

- 第13条 施設は、その心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減等を図るために、一時的に入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要があると認められる者、あるいは介護予防が必要と認められる者を対象に、療養室において（予防）短期入所療養介護を提供するものとする。
- 2 施設は、正当な理由なく、（予防）短期入所療養介護の提供を拒んではないものとする。
 - 3 施設は、通常の送迎の実施地域及び利用申込者の病状等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センターへの連絡、適切な他の事業者等の紹介及び適切な医療機関を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。
 - 4 施設は、（予防）短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、その者の心身の状況、病歴、その置かれている状況、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（（予防）通所リハビリテーションサービスの提供）

- 第14条 施設は、その心身の状況若しくは病状により、施設において、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受ける必要があると認められる者、介護予防が必要と認められる者を対象に、（予防）通所リハビリテーションを提供するものとする。

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

（居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等の連携）

第15条 施設は、各サービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者・地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

2 施設は、入所者の退所及び（予防）短期入所療養介護の提供に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者・地域包括支援センターに対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者・地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、（予防）短期入所療養介護及び（予防）通所リハビリテーションの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第16条 施設は、利用申込の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定申請が既に行われているかどうか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、入所者に対し、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（各サービスの記録の記載）

第17条 施設は、入所に際しては入所の年月日及び施設の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

2 施設は、（予防）短期入所療養介護及び（予防）通所リハビリテーションを提供した際には、提供年月日及び内容、介護保険法の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載するものとする。

（健康手帳への記載）

第18条 施設は、提供した各サービスに関し、利用者の健康手帳の医療に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

第4章 各サービスの内容

（施設サービス計画の作成）

第19条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

題を把握するものとする。

- 2 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供にあたる他の従事者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後についても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（（予防）短期入所療養介護計画の作成）

- 第20条 施設の管理者は4日以上にわたり継続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、（予防）短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、施設職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（予防）短期入所療養介護計画を作成するものとする。
- 2 管理者は、（予防）短期入所療養介護計画を作成するに当たって、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。
 - 3 （予防）短期入所療養介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成するものとする。

（（予防）通所リハビリテーション計画の作成）

- 第21条 医師及び看護職員、介護職員及び理学療法士又は作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供に当たる職員は、診療等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ（予防）通所リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した（予防）通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

また、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対して通所リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握するものとする。

- 2 管理者は、（予防）通所リハビリテーション計画を作成するに当たって、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。
- 3 （予防）通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成するものとする。

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

- 4 職員は、それぞれの利用者について、（予防）通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価をリハビリテーション記録に記載する。

（各サービスの取扱方針）

第22条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の療養を妥当適切に行うものとする。

- 2 各サービスの提供は、各サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

なお、（予防）短期入所療養介護において、（予防）短期入所療養介護計画を作成しない場合であっても、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ってサービスの提供を行うものとする。

- 3 施設の従事者は、各サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 4 施設は、各サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 施設は、自らその提供する各サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（診療の方針）

第23条 医師の診療の方針は、次に上げるところによるものとする。

- 1 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 2 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分考慮して、心理的な効果もあげることができるよう適切な指導を行う。
- 3 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 4 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

（必要な医療が困難な場合の措置等）

第24条 医師は、入所者の病状から見て施設において自ら必要な医療の提供が困難であると認めたときは、協力病院その他適切な医療機関への入院のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等診療について適切な措置を講ずるものとする。

- 2 医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を医療機関に通院させないものとする。
- 3 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を医療機関に通院させる場合には、当該医療機関の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報提供を行う。
- 4 医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した医療機関の医師

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行う。

（機能訓練）

第25条 施設は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを医師、理学療法士・作業療法士若しくは言語聴覚士の指導の下に計画的に行うものとする。また、各入所者に対しては、週2回以上実施する。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第26条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、入所者及び（予防）短期入所者に対し、1週間に2回以上、一般浴槽もしくは特別浴槽を用いる等適切な方法により入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることが出来ない場合は、身体の清拭を行うものとする。

3 施設は、利用者に対し、その病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

4 施設は、おむつを使用せざるをえない入所者及び（予防）短期入所者については、心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、適切におむつ交換を実施するものとする。

5 施設は、入所者及び（予防）短期入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話を適切に行うものとする。

（食事の提供）

第27条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次の通りとする。

① 入所者・（予防）短期入所療養介護利用者

朝食－8時、昼食－12時、夕食－18時

② （予防）通所リハビリテーション利用者

昼食－12時

3 入所者及び（予防）短期入所療養介護利用者の食事の提供は、自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

（相談及び援助）

第28条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

（その他のサービスの提供）

第 29 条 施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（衛生管理等）

第 30 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1）当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（4）「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者への毎月 1 度の検便を実施する。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（協力病院等）

第 31 条 協力病院及び協力歯科医療機関は次のとおりとする。

協力病院	1. みさき病院
（所在地）	大牟田市大字岬 1 2 3 0
協力病院	2. 米の山病院
（所在地）	大牟田市大字歴木 4 - 1 0
協力歯科医療機関	3. 米の山病院 院内歯科
（所在地）	大牟田市大字歴木 4 - 1 0

第 5 章 利用料その他の費用

（利用料等の受領）

第 32 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する各サービスを提供した際には、利用者から別紙 2 に掲げる利用料の一部及び食事等の負担額の支払いを受けるものとする。

ただし、利用者が利用料等の減免の規定を受けているときは、その認定に基づく支払いを受けるものとする。

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

- 2 施設は、前項に定めるもののほか、別紙2に掲げるその他の費用の支払いを受けることができる。
- 3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第33条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない各サービスに係る費用の支払いを受ける場合は、その提供した各サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

（留意事項）

第34条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- ① 入所者及び（予防）短期入所者は、日常生活は管理者が定める日課表に基づいて生活し、（予防）通所リハビリテーション利用者は（予防）通所リハビリテーション計画に基づいて利用し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。
- ② 他の利用者や職員への迷惑行為やハラスメント行為を行わず、相互の融和を図るよう努めること。ハラスメント防止に向け、職員、利用者が共同して取り組み、施設として必要な措置を講じること。
- ③ 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、入所者及び短期入所者・介護予防短期入所者は、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- ④ 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- ⑤ 火災防止上、次の点については特に注意を払い、火災防止に努めること。
 - ア 苑内は周辺施設を含め全面禁煙とする。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

（面会）

第35条 入所者に面会しようとする外来者は、面会簿に氏名、続柄等必要事項を記載した上で面会しなければならない。

（外出・外泊）

第36条 入所者が外出又は外泊を希望するときは、事前に定められた届出書により管理者に申し出、許可を得なければならない。

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

（身上変更の届け出）

第 37 条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

第 7 章 非常災害時対策

（非常災害対策）

第 38 条 管理者は、災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、防火管理者及び消防計画を定め、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密にして、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第 39 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生時及び緊急時の対応）

第 40 条 施設は、入所者及び短期入所者・介護予防短期入所者に事故が発生した場合は、速やかに当該家族、保健所、市町村等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、（予防）通所リハビリテーション提供時に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師及び管理者に指示を仰ぎ必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ主治医に対し連絡を行うものとする。

3 施設は、損害賠償保険に加入し、利用者に対する各サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

第 8 章 その他施設運営に関する重要事項

（掲示）

第 41 条 施設は、当該施設の見やすい場所若しくはホームページ上に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

（秘密保持等）

第42条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（苦情処理）

第43条 施設は、その提供した各サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。

2 施設は、その提供した各サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは揭示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、その提供した各サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行うものとする。

（地域との連携）

第44条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（利用者に関する市町村への通知）

第45条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- ① 正当な理由なしに各サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

（記録の整備）

第46条 施設は、従事者、設備、会計及び利用者に対する各サービスの提供に関する記録を整備しておくものとする。

① 管理に関する記録

ア 事業日誌

イ 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録

ウ 定款及び施設運営に必要な諸規程

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

エ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表

オ 関係官署に対する報告書等の文書綴

カ 重要な会議に関する記録

キ 防災訓練等に関する記録

② 利用者に関する記録

ア 利用者台帳（病歴・生活歴・家族の状況等を記録したもの）

イ 各サービス計画書

ウ 診療録及び機能訓練・療養日誌

エ 第 12 条に規定する検討の経過・結果の記録

オ 献立その他給食に関する記録

カ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録

③ 会計経理に関する記録

ア 収支予算・決算に関する書類

イ 金銭の出納に関する書類

ウ 収入・支出に関する書類（介護報酬請求明細等）

エ 資産に関する台帳

オ 利用料に関する書類

2 各記録は、関係法令に基づき作成した文書管理規程で規定した期間、適切に保存するものとする。

（身体の拘束等）

第 4 7 条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

（１） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

（２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（褥瘡対策等）

第 4 8 条 施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

くろさき苑（管理会）	文書番号	管理-規-011
くろさき苑運営規定	制定/改訂日	2024/08/22

（高齢者虐待防止及び権利擁護等）

第49条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2） 虐待防止のための指針を整備する。
- （3） 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（その他）

第50条 介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

2 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（補足）

第51条 この規程に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守するとともに必要な事項については別に定める。

（附 則）

この規程は、2000年4月1日から施行する。

2001年 2月 9日改定施行
2001年12月 1日改定施行
2003年 9月 1日改定施行
2003年12月30日改定施行
2006年 4月 1日改定施行
2006年11月 1日改定施行
2007年 7月 1日改定施行
2009年 4月 1日改定施行
2015年 6月16日改定施行
2016年 4月 1日改定施行（契約書様式変更、協力医療機関所在地変更）
2016年 5月 1日改定施行（配置職員追加）
2016年 9月16日改定施行（配置職員変更）
2017年 3月16日改定施行（契約書内利用料一部変更、配置職員変更）
2018年 4月 1日改定施行（配置職員変更、利用料一部変更、第46～48条追記）
2019年 1月 1日改定施行（法人格変更）
2020年 4月 1日改定施行（配置職員職種の追加、記録類の保管期限を規定、通常の実施地域の追加、個人情報保護の範囲を家族まで記載、消費増税に伴う利用料一部変更、過去の改定で関連する他の条文が未修正であった部分の修正、表記の統一、誤字の修正）
2021年 4月 1日改定施行（感染症蔓延防止の追加、ハラスメント防止に関する措置の追加、訓練への地域住民の参加、高齢者権利擁護の追加、介護情報使用の適正化、業務継続計画の策定追加）
2022年 7月 1日改定施行（通常の事業の実施地域変更）
2024年 4月 1日改定施行（介護報酬改定に伴う体制の表記、義務事項の追記等を実施）